

地域包括支援センターだより

所在地：長万部町役場内
 電話：2-2454 [内線170] FAX：2-2931
 相談時間：8:30～17:15(土日祝、年末年始を除く)

『もしかしたら認知症？一人で悩まず相談を!!』

認知症とは、脳の変化で起こる病気です。通常の老化による衰えとは違います。元気なうちから正しい知識をもち、認知症の発症を予防する事、早期発見・治療をしていく事が重要です。また、家族や地域の病気への理解も必要です。



「ひょっとして認知症かしら…？」気になり始めたら、チェックしてみましょう。

Q1	大切な約束を良く忘れるようになった	Q4	カンタンな事をすぐに決められなくなった
Q2	時間や曜日が分からなくなることがある	Q5	外出する事が億劫になった
Q3	大事なものをよくなくすようになった	Q5	料理のレパートリーが少なくなった



*チェックが3つ以上ついたときは、認知機能に支障がでてきている可能性があります。
 *結果はあくまでもおおよその目安です。認知症の診断には、医療機関での受診が必要です。

「認知症かもしれない」という不安はとても大きいものです。受診を家族や周囲が進めても本人が嫌がるという場合もあります。家族で抱えこんだり本人をせめたりせず、気軽に地域包括支援センターにご相談ください。

◆国縫地区のみなさんへ!

介護予防教室「はつらつ教室」のフォローアップ教室を、5月27日(水)13時30分から国縫振興会館で行います。頭とからだを使った運動は、認知症予防にもなります!是非ご参加ください。(他地区でも年1～2回実施します。随時ご案内いたします。)

有料道路における

障がい者通行料金割引制度のご案内

障がい者通行料金割引制度を受けるためには、役場で事前に申請（新規・更新）が必要です。

■対象障がい者の範囲

- ①障がい者本人が運転される場合
 身体障がい者手帳の交付を受けている方であれば、どなたでも対象になります。
- ②障がい者本人以外の方が運転され、障がい者本人が同乗される場合
 身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種と記載）をお持ちの方が対象となります。

身体障がい者手帳または療育手帳の交付を受けている方のうち、重度の障がい（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種と記載）をお持ちの方が対象となります。

■対象自動車の範囲

- ・障がい者の方1人につき1台です。(本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者、同居の親族等が所有するもの)

- ・自家用と記載されているもの。(レンタカー、タクシー、軽トラック、代車等は対象となりません)

■割引料金額

- ・通常料金の半額

■申請に必要なもの

- ・身体障がい者手帳または療育手帳
- ・手帳に自動車登録番号等の記載を受けようとする自動車の「自動車検査証」
- ・運転免許証（障がい者本人が運転される場合）
- ・ETCを利用されている場合は「ETCカード」と車載器番号の分かるもの（セットアップ証明書等）

【お問い合わせ先】 保健福祉課 介護障がい者支援係 (☎2-2454)

(有料広告)



社団法人全日本不動産協会員 北海道知事免許【渡(1)第1136号】

株式会社 佐々木建業

長万部町字平里99-25
 TEL 01377-2-4555 FAX 01377-2-5869

●土地 ●建物 ●売買 ●賃借 ●仲介代理 ●一般建築 ●屋根板金

売りたい方、買いたい方、
 不動産のことならお任せください!

